

## 会員・会費規程

### 第1条 (目的)

本規程は一般社団法人日本中華總商會（以下「本会」という）定款『第3章 会員』（第5条から第12条まで）で定義した本会の会員（社員）各々の位置付けや、入会金、会費及び賛助金（以下総じて「会費」という）及びその納付方法、金額（附則）などを定めることを目的とする。

### 第2条 (会員)

定款第5条で定義した通り、本会の正会員、賛助会員及び特聘会員は『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律』上の社員とし、各1個の議決権を有する。

- 2 本会の正会員とは、企業正会員、個人正会員、団体正会員、そして分会正会員（以下「分会」という）であり、賛助会員とは、企業賛助会員、個人賛助会員、団体賛助会員である。

#### (1) 正会員

- イ 企業正会員：日本国の法律にもとづいて設立され、華僑・華人が創立、経営、運営し、あるいは代表を務める法人企業。  
1 法人につき、代表を除いた3名までが、企業正会員として追加で入会できる。なお、追加メンバーの入会費は免除とし、会費及び議決権は同様とする。
- ロ 個人正会員：日本において個人的な資格等にて経済またはそれに準じる活動に従事している、または特別に認められた技能や貢献を有する華僑・華人である個人。  
次世代経営塾の現所属メンバー、同塾のOB・OGであり、かつ40歳以下の者は例外的に個人正会員として加入できる（加入期間は3年間限定）。
- ハ 団体正会員：本会の事業に対し賛同・支援の意思を有する、各種在日華僑華人経済団体。
- ニ 分会正会員：本会の主導において設立する日本国内の地域華僑・華人経済団体。

#### (2) 賛助会員

- イ 企業賛助会員：本会の事業に対し支援の意思を有する、日本国の法律にもとづいて設立されている法人企業。代表者の国籍・民族は問わない。  
1 法人につき、代表を除いた、3名までが、企業賛助会員として追加で入会できる。なお、追加メンバーの入会費は免除とし、会費及び議決権は同様とする。
- ロ 個人賛助会員：本会の事業に対し支援の意思を有する、日本において個人の資格等にて経済またはそれに準じる活動に従事している、または特別に認められたな技能や貢献を有する個人。その国籍・民族は問わない。

次世代経営塾の現所属メンバー、同塾のOB、OGであり、かつ40歳以下の者は例外的に個人賛助会員として加入できる（加入期間は3年間限定）。

ハ 団体賛助会員：本会の事業に対し支援の意思を有する、日本における法人格を有する日本または他国の経済関連団体。

- 3 会員の代表者が日常的に本会の活動に参加できない場合、代表者の代わりとなる担当者を指定し、会員として登録することができる。代表者の代わりに役員としなるともでき、議決権を行使できる。

### 第3条 （分会）

分会はその法人格の有無にかかわらず、本会の主導において設立する日本国内の地域毎の華僑・華人経済団体である。

- 2 分会は本会の直属機関として、本会理事会と別途締結する覚書に基づき、その地域名を冠した「中華總商會」の名称及び本会の会章を使用することができることとする。
- 3 分会は本会との協同を前提に、自ら会員の募集および各種事業活動を行う。また独自にその会費基準を設けてその所属する会員から会費を徴収する。
- 4 分会に所属する会員は一律本会の見做し会員とし、本会の総会においてその代表者を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。
- 5 見做し会員は本部の事業活動に於いて、本部の会員と同等の待遇を享受する。但し一部の有償活動に関しては本部の会員と若干な区別を設けることがある。
- 6 分会はその代表者をはじめ、1名以上の役員を本会に派遣し役員に就任する権利と義務を有する。人数及び役職は必要に応じて別途相談のうえ決定する。なお、分会を代表し、本会の役員に就任する者は分会とは別に1個の議決権を有し、またその役職に応じた会費を支払う義務がある。
- 7 本会は必要に応じて分会に役員を派遣・就任させることができる。詳細は両者協議のうえ都度定めるとする。

### 第4条 （団体会員）

本会の団体正会員は本会の事業に対し賛同・支援の意思を有する、各種在日華僑華人経済団体である。

- 2 本会の団体賛助会員は本会の事業に対し支援の意思を有する、日本における法人格を有する日本または他国の経済関連団体である。
- 3 団体正会員及び団体賛助会員（以下「団体会員」という）は本会の総会においてその代表を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。
- 4 団体会員の所属会員は本会の各種活動に参加できる。但し、議決権を有せず、一部活動においては特別差額料金を徴収することがある。

- 5 団体会員は本会との合意の下でその代表者をはじめ、1名以上の役員を本会に派遣し役員に就任することができる。人数及び役職は必要に応じて別途相談のうえ決定する。なお、その団体を代表して本会の役員に就任する者はその団体と別に1個の議決権を有し、またその役職に応じた会費を支払う義務がある。

#### 第5条 (特聘会員)

本会の事業に対し賛同・支援の意思を有する、理事会が決議し特別に招聘する海外（特に中国）の法人企業または経済関連団体である。本会の総会においてその代表を通じて意思を表明し、1個の議決権の行使ができる。

- 2 特聘会員の従業員または会員は本会の各種活動に参加できる。但し、議決権を有せず、一部活動においては特別差額料金を徴収することがある。
- 3 特聘会員は本会との合意の下でその代表者をはじめ、1名以上の役員を本会に派遣し役員に就任し、その議決権を行使することができる。なお、その役員会費は新たに生じない。
- 4 以上の条件を満たさない海外（特に中国）の法人企業は個人特聘会員になることができる。個人特聘会員は本会の事業に対し賛同・支援する意思を有し、個人正会員と同様の特別な要件を充足し、本会の理事2名以上の推薦を必要とする。なお、個人特聘会員は、理事会の決議後に正式会員となり1個の議決権を行使できる。会費は個人正会員と同額とする。

#### 第6条 (聯誼会)

本会の元会員や関係者を中心に海外で構成される聯誼会を本会の団体正会員として受け入れる。

#### 第7条 (協力団体)

本会と同種の目的をもち相互協力を行う経済関連団体である。但し、社員資格は有しない。

#### 第8条 (会費)

定款第7条で定めた本会の社員は、定款第9条で定めた通り、理事会で議決した特別免除の場合を除き、会費を納める義務がある。

- 2 会費の金額は、附則の会費基準で定める。
- 3 分会の会員はその理事会が定めた会費基準に従い、分会に会費を納める。その会費は分会の事業発展のために使われ、本部に納めることはしない。
- 4 分会または団体正会員、団体賛助会員から本会の役員に就任する場合、その負担の軽減を図るために、本会に納付するその役員会費は附則の会費基準に従い、分会また

は団体会員の役員会費基準を適応する。

#### 第9条 （会費の算定期間）

入会金を除く会費の算定期間は、事業年度と一致する一年間とする。

- 2 入会金を除く会費は入会日（承認日）の翌月から発生する。
- 3 入会金は入会時に一度のみ発生する。

#### 第10条 （会費の納付）

会費は請求書指定の納付期日内に一括で支払わなければならない。分納、物納は不可とする。

- 2 会費は請求書指定の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

#### 第11条 （中途入会者の会費）

事業年度の後半の中途に入会した会員の入会金を除く会費は、附則の会費の基準額に入会日の属する月の翌月から事業年度末までの月数の年間に占める割合を乗じて計算した金額とする。

- 2 月割りで1,000円未満の場合には、繰上げて計算した金額とする。

#### 第12条 （会費の延納、免除）

会員は自然災害等により、事業が①一時的に困難な状況、または②回復に相当な期間を要する事態に陥っている場合、書面で当該年度の会費の延納、または免除を申請することができる。但し、申請対象は当該年度の会費のみであり、往年または将来の会費の延納、免除を申請できない。

- 2 理事会は上記申請を審議し、承認、または免除から延納へ若しくはその逆の変更、或いは却下の議決を行う。
- 3 前項の議決は当該会員の当該年度会費に関する最終決定であり、原則として、同一議案について再審議を行わない。
- 4 会費の延納及び免除は連続した2年分に限る。連続2年分を超えての延納、免除等は認めない。
- 5 会費を延納する場合、当該年度の翌年に納付しなければならない。

#### 第13条 （滞納と未納）

会費を納付期日以内に納めない場合、本会から支払の催促を行う。

- 2 事業年度が終了してもなお会費が支払われない場合、未納会費は本会に対する債務とする。

- 3 本会理事会は再三の催促にも関わらず、会費を納めない会員に対し、本会定款に基づいて処分する権利を有する。

#### 第14条（その他）

本規程に規定するものの外、会費の徴収に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附則

### I. 会費基準

本基準は、総会の決議に則って本会本部所属会員の会費を規定するものである。分会所属会員の会費については、本基準を参照してその理事会が定めるものとする。

#### 1. 正会員入会費・会費

- (1) 企業正会員 代表会員 12 万円・12 万円 会員 6 万円・6 万円
- (2) 個人正会員 12 万円・12 万円
- (2) 団体正会員 12 万円・12 万円
- (3) 分会正会員 入会費なし。会費はその規模と影響力に応じ、12 万円または 24 万円

#### 2. 賛助会員入会費・会費

- (1) 企業賛助会員 代表会員 12 万円・12 万円；会員 6 万円・6 万円
- (2) 団体賛助会員 12 万円・12 万円
- (3) 個人賛助会員 12 万円・12 万円

#### 3. 特聘会員会費・入会金

- (1) 企業特聘会員、団体特聘会員：8 千人民元・8 千人民元
- (2) 個人特聘会員：12 万円・12 万円

#### 4. 協力団体会員会費はなし（相互免除）

#### 5. 役員賛助金一口 10 万円（会員会費は本附則基準 1.に基づき、別途発生する）

- (1) 理事 2 口以上。但し、分会または団体会員から就任の場合 1 口以上
- (2) 常務理事 4 口以上。但し、分会  
または団体会員から就任の場合 2 口以上
- (3) 副会長 8 口以上。但し、分会から就任の場合 2 口以上  
団体会員から就任の場合 4 口以上
- (4) 常務副会長 12 口以上。但し、分会から就任の場合 4 口以上、  
団体会員から就任の場合 6 口以上
- (5) 理事長 15 口以上
- (6) 会長 20 口以上
- (7) 賛助会員が役員に就任する場合、本基準 2.規定の賛助金が免除される。

#### 6. 名誉職会費

- (1) 上席顧問 40 万円

- (2) 最高顧問 20 万円
- (3) 名誉会長 20 万円

7. 特聘理事（含む会員会費）

- (1) 特聘理事 1 万 5 千人民元
- (2) 特聘常務理事 2 万 5 千人民元
- (3) 特聘荣誉顧問 5 万人民元

II. 制定と施行

本会費基準は平成 31 年 3 月 15 日の社員総会にて承認され、直ちに施行された。

本規程は令和 4 年 3 月 10 日に会務委員会によって制定され、会費基準の改訂と共に、3 月 23 日理事会の決議によって承認された。同 3 月 23 日の社員総会にて決議され、直ちに施行する。

III. 改廃履歴

この規程の改廃は、理事会の決議による。

IV. 下記改訂内容は 2024 年 1 月 26 日の臨時理事会で決議され、直ちに施行する。

- (1) 第 2 条（会員）に関する定義を追記

V. 下記改訂内容は 2025 年 1 月 24 日の臨時理事会で決議され、直ちに施行する。

- (1) 第 5 条（特聘会員）に関する定義を追記。
- (2) 附則（会費基準）に関する個人正会員の入会費・会費を変更。
- (3) 附則（会費基準）に関する個人賛助会員の入会費・会費・賛助金を変更。
- (4) 附則（会費基準）に関する特聘会員の入会金・会費を変更。
- (5) 附則（会費基準）に関する名誉職会費の上席顧問の会費を追加。

VI 下記の改定内容は 2026 年 1 月 23 日の臨時理事会で決議され、直ちに施行する。

- 附則 会費基準に関する
- 1. 正会員入会費・会費の変更 (1) (2) (3) を変更
  - 2. 賛助会員入会費・会費の変更 (1) (2) (3) を変更
  - 5. 役員会費 (1) (2) (3) (4) (5) (6) を変更